

山部市街地住居表示の実施について

平成 21 年 11 月 12 日 No.1 / 富良野市総務部市民環境課 Tel 39-2301

山部市街地の住居表示の実施については、山部市街地区が商業地域、住宅地域、工業地域等の用途地域として形成される中で、住所の表し方が土地地番（2000 番 10）、道路名（1 条通北 2 丁目、東 20 線 10 線地）などと複数の表示が混在していることから、新たに町名をつけ「町番号」と分かりやすく表示することが地域課題となっておりました。

今年度から山部地域との協議を行い平成 22 年度中に実施することで作業を開始しましたので、これまでの作業状況について地域の皆様にお知らせいたします。

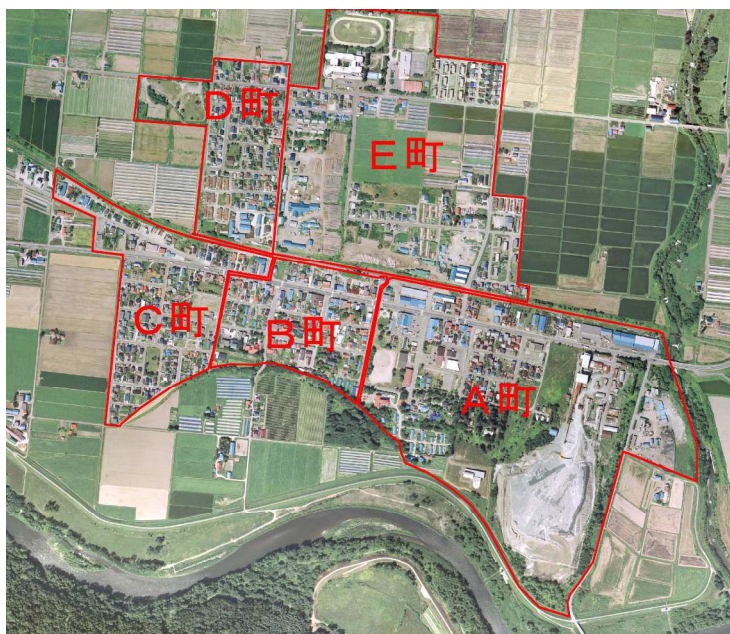
これまでの作業経過と 21 年度の予定

- ・ 7 月 16 日 山部地区住民へ住居表示の説明実施（全体説明）
- ・ 9 月 24 日 山部地区総合振興協議会へ説明実施（町割について 4 ~ 6 分割の 3 案を提示）
- ・ 10 月 13 日 山部地区総合振興協議会「住居表示検討部会（新規設置）」へ説明実施
（町割の確認と街区割 5 案を提示し、町割については 5 分割、街区割は 43 街区程度で決定）
- ・ 11 月 5 日 町割 5 分割（2 案）と街区割案を再提示し説明実施。（町名選定方法、住居表示区域、町区域等について協議。町名については今後アンケートを実施することとした。）
- ・ 11 月 26 日 次回予定（町名アンケート方法等について）
~~~~ 町名アンケートの実施と複数候補の絞込み ~~~~

## 平成 22 年度の作業予定

- ・ 5 月 事業実施計画作成、富良野市住居表示審議会で審議（地域からの協議内容を審議・答申）
- ・ 8 月 町名・町割案の公示（30 日間）
- ・ 9 月 市議会議決（区域と方法、町名・町割）、街区符号・住居番号の決定
- ・ 23 年 2 月 関係機関通知、知事へ報告
- ・ 23 年 3 月 住所変更（住民基本台帳データ異動）、各種公簿書換 **ここで変更となります！**

## 住居表示対象区域と町割（現段階での協議案）



市街地 5 町分割案について  
住居表示に伴い山部市街地を 5 分割し新たに 5 町を形成します。

（左図のとおり A ~ E 町とし表示）

### 町割の基本的考え方

- ・ 道路、鉄道、河川などを境界
- ・ 恒久的な施設、著名な地物を境界

### 山部における考え方

- ・ 駅、20 線道路を境界とする
- ・ 町内境界を基本的に活用（一部異なる）
- ・ 連続性、一体性を考慮し農地を含む
- ・ 町名は歴史・伝統の上で親しみ深いものから現在の山部を頭につけるものとする

# 住居表示について

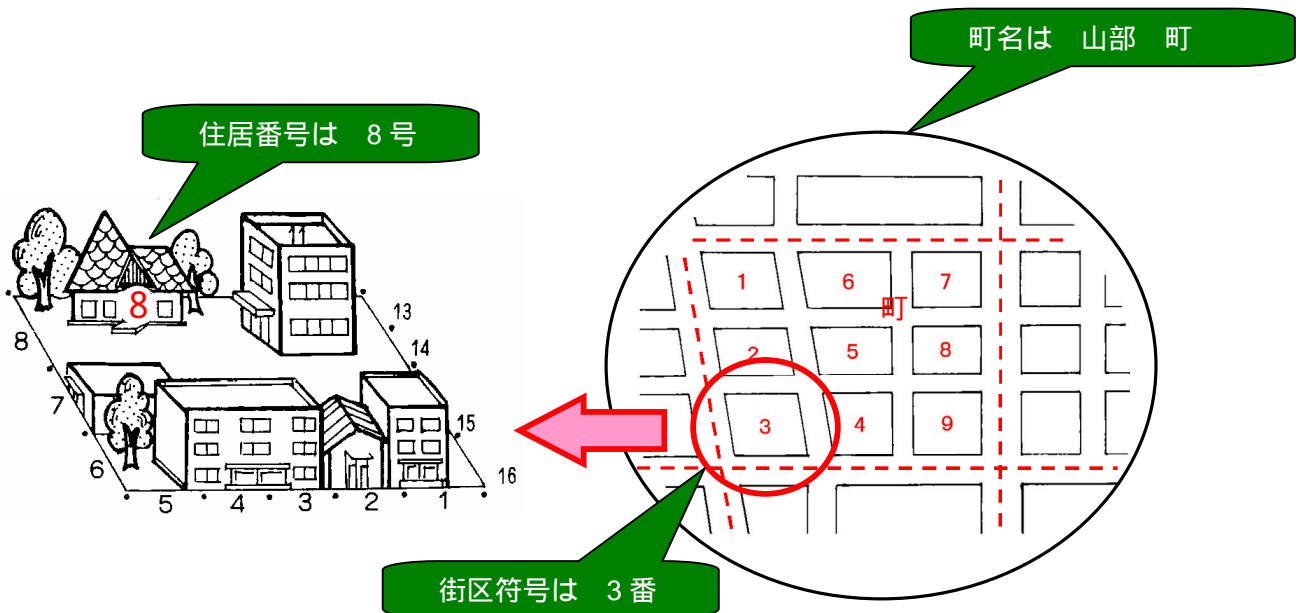
## 住居表示とは

現在、住所の表し方として、土地の地番を用いて 番地、道路名などとしていますが、地番は順序よく並んでいないうえ、飛び番・欠番ができていることがあります。また、同一地番にたくさんの家が建っている場合もあり、家屋の所在が非常に分かりづらいものとなっています。

そこで、「住居表示に関する法律」に基づいて町の区域（町界）と町の名称（町名）を整備し、住居や事業所の所在地（住所）をわかりやすくします。

- (1) 町の区域 道路・鉄道・河川などにより定めます。
- (2) 町名 地域の皆さんと協議し、由緒のあるもの・慣れ親しんだ名称にします。
- (3) 住所の決め方 街区符号（番）と住居番号（号）を順序良くつけます。

(例) 実施後の新住所 富良野市 山部 町 3番 8号 の場合は・・・



## 住居表示を実施の効果

- ・訪問者が容易に目的の建物や場所を探ることができます。
- ・宅配や郵便などの遅配や誤配が少なくなります。
- ・警察や消防、救急などの緊急時により早く現場に到着できます。

